

(1) 産業用無人ヘリコプター・産業用マルチローター購入補助金交付要領

1. 交付目的

水稲・麦の損害防止事業を円滑に推進し、組織的且つ効率的な病虫害防除を実施するために無人航空機を購入した農作物共済組合員又は収入保険加入組合員（以下「経営体」）の負担軽減に寄与することを目的とする。

2. 交付対象年度

令和8年度とする。

3. 交付対象

1経営体1機体とする。

4. 交付基準

令和8年1月1日から令和8年12月末日まで(以下「当該期間」)に新品で機体を導入し、購入代金(分割の場合は1回目)を令和9年1月末まで支払い済みの経営体とする。

1機体当たり、下記に定めた対象機種ごとに補助金を交付する。※注1

また、水稲・麦の防除に供する目的で購入した機体価格(税抜き)を購入基準価格とし、1,000円未満を切捨てた額とする。ただし、国・県・市町村及びJA等の補助がある場合は、購入基準価格から他機関助成額を差し引いた額を申請額とし、対象機種に定める補助限度額とのいずれか小さい額とする。※注2

なお、交付申請額の合計が予算額を上回る場合は、予算額の範囲内において申請額に応じて案分して交付する。

(対象機種及び補助金)

① 産業用無人ヘリコプター

本体購入基準価格の2%、又は200,000円のいずれか小さい額を上限とする。

② 産業用マルチローター(ドローン)

本体購入基準価格の7%、又は100,000円のいずれか小さい額を上限とする。

※注1：当該期間に補助金交付申請対象の機体が動産保険に加入していること。

※注2：本体価格と組合で定めた標準小売価格のいずれか小さい額とする。

5. 交付申請

交付を受けようとする経営体は、補助金交付申請書(様式3-1号)(添付書1)に関係書類を添えて、令和9年1月末日まで組合長に提出するものとする。

6. 交付方法及び交付時期

組合長は、提出された内容を審査し、予算の範囲内で補助金の額を決定の上、申請者が指定する登録金融機関口座に3月末日までに振込支払いする。

7. 補助金の返還

この要領に定める目的以外に使用したと認められる時、また、虚偽の申請をした場合は全額又は一部の返還を求めることができる。

8. 制定年月日

この要領は、令和8年4月1日に制定する。

9. 予算額

4,600,000円以内

(様式3-1号)

産業用無人ヘリコプター・産業用マルチローター購入補助金交付申請書

令和 年 月 日

秋田県農業共済組合長 様

住 所

経営体名

印

産業用無人ヘリコプター・産業用マルチローター購入補助金交付要領に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 交付申請額 _____ 円

2. 交付申請額の積算 単位:円

対象機種 (型式)	購入基準 価格 ①	他機関 助成額 ②	申請額 ①-②=③	補助金 申請額 ③×補助率 =④	交付申請額 ④又は補助金限 度額の小さい額	購入 年月日
()						
(組合記入欄) ※右は記入しない						

※ 購入基準価格は1,000円未満切捨て

※ ④補助金申請額は③申請額×補助率(無人ヘリコプター2%、マルチローター7%)

※ 補助金限度額は無人ヘリコプター200,000円、マルチローター100,000円

3. 添付書類

- (1) 防除実施状況報告書(添付書1)
- (2) 領収書の写し(価格単価が記載された請求書等の明細添付のこと)
- (3) 東京航空局長の無人航空機の飛行に係る許可・承認書の写し
- (4) 動産保険加入証の写し
- (5) 他機関助成額がある場合はその写し
- (6) 納品書の写し(※購入年月日が令和7年12月末日以前の場合)

4. 振込先(登録口座以外の場合は記入してください)

金融機関名	店名	口座番号	口座名義人
	本店・支店	普通・当座	(フリガナ)

(添付書1)

令和8年度 防除実施状況報告書

※ () は実施農家戸数

機種名	防除月日	期間	防除面積 h a (戸)	対象病害虫	使用薬剤名	備考
		日	()			
			()			
			()			
			()			
			()			
			()			
			()			
			()			
			()			
			()			
			()			
			()			
計			()			

※ 防除実施後の購入の場合は令和9年の防除計画でも可